

申告相談についてのお願い

平素は、税務行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当町では、例年開設しております申告相談会場について、近年の状況や他市区町村の取組みを参考に、開設期間と受付事務全般の見直しを行っております。

つきましては、平成31年2月に開設する相談会場より、下記のとおりとさせていただきますので、内容をご確認いただき、申告相談会場の円滑な運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

開設期間の変更

変更前 : 2/1~3/15

変更後 : 2/16~3/15 ※平成30年分申告は、2/18(月)~3/15(金)

※今後(次年度以降)は、土日祝日等により日程変更が生じることがあります。

※古座分庁舎・各地区出張申告相談も、原則として上記期間内での開催となります。

受付時間の変更

変更前 : 【午前 8:45~12:00、午後 13:00~17:00】

変更後 : 【午前 8:45~11:30、午後 13:00~16:00】

※「相談の受付」は上記時間内とさせていただきます。

※事前予約は行っておりません。(上記時間内で受付後、順次ご案内します)

※期間中の金曜日で2回、午後の受付時間の延長(18時まで)を行います。
(延長日は広報誌等で別途お知らせいたします)

医療費控除

人ごと・医療機関ごとの金額を整理した上でご来場ください。

平成29年分確定申告より、医療費の領収書の添付に代わり、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。この明細書には、人ごと・医療機関ごとに金額を整理して記載する必要があり、作成に時間を要することから、事前に整理した上でお越しく下さい。

青色申告

青色申告決算書を完成させた状態でご来場ください。

青色申告の決算書はご自身で作成されたもの（パソコン等で作成・手書きを問わず）を税務署に引き継ぎます。会場で作成すると時間を要し、他の申告者にご迷惑をおかけすることになりますので、事前に完成させてお越してください。

※制度の仕組み上、決算書の作成に係る相談は承っておりません。不明点等は、直接新宮税務署（0735-22-5261）にお問い合わせください。

※青色申告の特典の一つである「純損失の繰越し」等の適用を行う方は、それぞれ必要な申告書（第四表等）も併せて作成の上、お越してください。

相談を受け付けない申告

土地・建物・株式等を売却された所得等（退職所得以外の分離課税）に

係る申告は、相談をお受けしません。

上記に係る申告については、直接新宮税務署へお問い合わせください。

※完成させた申告書の提出は可能です。（申告書の収受は行います）

※その他においても、内容や状況を勘案して当町の会場での相談が困難と判断される場合は、税務署で相談を行うよう指示する場合がありますので、予めご了承ください。

代理申告

世帯外の方の申告相談については、委任状の用意をお願いします。

税務課窓口での証明書発行等と同様に、世帯外の方の申告相談につきましては委任状（任意様式）の提出をお願いします。【例：別世帯の両親の申告相談等】

- 上記にご協力いただけない場合は、申告相談及び収受をお断りすることがあります。
- 上記以外についても、随時職員が指示することについてご協力をお願いします。
- 開設期間の短縮に伴い会場は例年以上に混雑する見込みですので、上記以外の各種証明書類等についても、事前準備等のご協力をお願いいたします。